

明石市結核健康診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第53条の2第1項の規定により結核に係る定期の健康診断を実施する明石市内の学校及び施設(国、都道府県及び市の設置する学校及び施設を除く。)の設置者に対し、予算の範囲内で当該健康診断の実施に要する経費の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 この要綱による補助金(以下「補助金」という。)の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、法第53条の2第1項の規定による結核に係る定期の健康診断に要する経費のうち、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱(平成20年12月19日厚生労働省発健第1219002号。以下「国要綱」という。)別表6の事項区分の欄に掲げる検査(医療機関実施分に係る検査に限る。以下同じ。)に要するものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、国要綱別表6の事項区分の欄に掲げる検査を受けた人数の当該年度における延数に、同表の健康診断(結核に限る)の欄に定める額を乗じて得た額の合計額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から寄附金その他の収入を控除して得た額に3分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、明石市結核予防費補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をしたときは明石市結核予防費補助金交付決定通知書(以下「交付決定通知書」という。)により、交付をしないことを決定したときは明石市結核予防費補助金不交付決定通知書に理由を付して当該交付申請書を提出した者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定をする場合においては、必要な条件を付すことができる。

(交付決定の内容変更)

第6条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容を変更しようとするときは、明石市結核予防費補助金交付決定変更申請書（以下「変更申請書」という。）を毎年12月28日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該交付決定の内容の変更を承認したときは、明石市結核予防費補助金交付決定変更通知書により、当該変更申請書を提出した者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、明石市結核予防費補助金事業実績報告書を、交付決定通知書に記載された日の属する年度の2月15日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による補助事業の実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、当該実績報告に基づき第3条の規定により補助金の額を確定し、明石市結核予防費補助金額確定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに、明石市結核予防費補助金請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消等）

第10条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認める場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3） その他市長が補助事業者として適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、明石市結核予防費補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（帳簿等の整備）

第11条 補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、

かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して、5年間保存しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付等に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。